入札公告の取消

平成24年８月７日

独立行政法人造幣局理事　江口　祐治

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

平成24年７月20日付（号外政府調達第137号14ページ）掲載の造大第19号「テスト用ステンレス圧延板　3,800ｔ（予定数量）」の入札公告を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年８月７日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　近畿自動車道紀勢線田ノ口地区改良工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕地先（至）和歌山県西牟婁郡白浜町富田地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝442.0m　道路土工１式(切土　185,000㎥(土砂　118,000㎥、軟岩　65,000㎥、中硬岩　2,000㎥)、盛土　91,000㎥)、橋梁下部工５基(鉄筋コンクリート橋台　Ｈ＝9.0mからＨ＝19.5m　５基)、場所打ち杭工55本（φ2,000　Ｌ＝11.5mからＬ＝23.5m　30本、φ1,500　Ｌ＝11.5m　６本、φ1,200　Ｌ＝5.0mからＬ＝34.0m　19本)、現場打ち函渠工（Ｗ＝8.6m×Ｈ＝5.3m　Ｌ＝22.5m）１基、地盤改良（深層改良　Ｌ＝3.5mからＬ＝33.0m）1,430本

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年６月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　10,700㎥、鉄筋　1,090ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、施工管理データを搭載したＴＳ（トータルステーション）による出来形管理及びＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理を行い、ＭＣ（マシンコントロール）ブルドーザ技術により施工を行う情報化施工技術活用対象工事である。

⑼　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　基礎形式が場所打ち杭形式（鋼管ソイルセメント杭を含む。）の鉄筋コンクリート構造の橋台（又は橋脚）で、躯体高さ（フーチング下端から橋台（又は橋脚）の天端(パラペット部を含む。)までの高さ）が15m以上の工事。

㋒　深層混合処理工法による地盤改良工事で、施工深度が25m以上の工事。

㋓　上記㋐及び㋑は、同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、それぞれの施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績(以下「その他構成員の実績」という。)を有すること(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　基礎形式が場所打ち杭形式（鋼管ソイルセメント杭を含む。）の鉄筋コンクリート構造の橋台（又は橋脚）の工事。

㋓　上記㋐及び㋑は、同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。